

会長選出細則

(目的)

第 1 条 この細則は、名城大学校友会会則第 18 条第 1 項に規定する会長の選出に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の資格)

第 2 条 会長候補者となる資格は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 本会の正会員。
- (2) 人格が高潔、温厚で、社会的に活躍され、校友会事業に識見を有するとともにその事業を積極的に推進できる者。

(会長の選出方法)

第 3 条 会長の選出方法は次の各号による。

- (1) 会長の選出方法は各同窓会及び各支部に推薦依頼し、推薦立候補で行うものとする。
- (2) 会長に推薦立候補する者は、定められた期日までに同窓会又は支部の推薦書・立候補者の推薦承諾書・経歴書及び抱負書を校友会事務局まで提出するものとする。

(会長の選考)

第 4 条 会長候補者の選考は、会長候補者選考委員会（以下「委員会」という。）による。

- (1) 委員会は会長候補者をとりまとめ、選考結果を会長候補者に通知する。
- (2) 会長は選考結果を常任理事会に報告し、速やかに各学部同窓会長及び各支部長に對し通知するものとする。

(委員会の構成)

第 5 条 委員会は、次の各号により選出された委員をもって組織する。

- (1) 各同窓会長 8 名
 - (2) 常任理事会で互選された常任理事 2 名
 - (3) 常任理事会の指名する支部選出理事 2 名
 - (4) 学校法人名城大学理事長の推薦する学校法人名城大学の常勤の理事 1 名
 - (5) 学校法人名城大学理事長の推薦する本会の正会員である有識者 2 名
- ② 委員が欠けたとき、又は委員が会長候補者となつたときは、当該所属部からこれを補充する。
- ③ 委員長及び副委員長は、委員の互選により、会長が委嘱する。
- ④ 委員長は、委員会を代表し、その事務を統括するものとする。
- ⑤ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。

(委員会の職務)

第 6 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、その職務を行う。

- (1) 校友会として求める会長像を正会員に提示すること
- (2) 会長候補者との面接を実施し、職歴、経験を踏まえたうえで、校友会の事業計画の推進及び抱負書に記載した問題点を改善する資質があるかを審議すること
- (3) 会長候補者を確定し、会長に報告すること
- (4) その他委員会に関する一切の事務を管理すること

(会議の招集と議決)

第 7 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- ② 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開き、議事を決することができない。
- ③ 委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって、これを決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(会長の選出と時期)

第 8 条 会長の選出は、次の各号一に該当した場合にこれを行う。

- (1) 会長の任期が満了するとき
 - (2) 会長が任期満了にさきだって辞任したとき
 - (3) 会長が欠けたとき。
- ② 前項第 1 号の場合においては、原則として任期満了の 3 ヶ月以前に会長の選出を終了するものとする。
- ③ 第 1 項第 2 号、第 3 号の場合は、辞任又は欠けた日から 2 ヶ月以内に第 3 条に準じて選出するものとする。

(選考事務等の処理)

第 9 条 選考事務及び委員会の庶務は、校友会事務局において、これを行う。

(施行規定)

第 10 条 会長の選出については、この規定に定めるもののほか、必要な事項は、常任理事会において定める。

(改 廃)

第 11 条 この細則の改廃は、常任理事会定数の 3 分の 2 以上の承認を得て行うことができる。

附 則 この細則は、平成 15 年 7 月 13 日から施行する。

附 則 この細則は、平成 18 年 7 月 15 日から施行する。

附 則 この細則は、平成 19 年 7 月 14 日から施行する。

附 則 この細則は、平成 20 年 7 月 19 日から施行する。

- 附 則 この細則は、平成23年7月17日から施行する。
- 附 則 この細則は、平成29年7月16日から施行する。
- 附 則 この細則は、令和3年6月17日から施行する。